

立川市自転車乗車用ヘルメット購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者に乗車用ヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、乗車用ヘルメットを購入しようとする者に対し、購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗車用ヘルメット 自転車を利用する者が乗車時に着用するヘルメットであつて、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク付きのもの又は同等の基準を満たすものをいう。
- (2) 事業協力店 自転車の小売を業とする事業者（電子販売取引業及びリサイクル業を除く。）のうち、市長に対し本事業への協力の申出を行い、受任した助成金に相当する金額を市長に対し請求することができる事業者として、市に登録された者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、事業協力店において乗車用ヘルメット（新品に限る。）を購入する者であつて、当該購入日現在において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者とする。

(助成額)

第4条 助成の額は、乗車用ヘルメット1個につき2,000円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）が2,000円未満の場合は、当該購入金額を限度とする。

(申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自転車乗車用ヘルメット購入助成申請書兼誓約書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して事業協力店に提出するものとする。この場合において、申請者は、助成金の請求及び受領について、事業協力店に委任するものとする。

- (1) 当該申請に係る乗車用ヘルメットの購入を証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 事業協力店は、申請者に対し助成額を控除して乗車用ヘルメットを販売し、当該控除額については、申請書等を添えて請求書（第2号様式）により市長に請求するものとする。
- 3 前項の規定による請求は、1月ごとに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 この要綱による助成は、1人当たり1個限りとする。

（交付又は不交付の決定）

第6条 市長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その内容を審査のうえ、自転車乗車用ヘルメット購入費助成金の交付又は不交付の決定を行い、当該申請者に自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自転車乗車用ヘルメット購入費助成金の交付決定をしたときにあっては、事業協力店に対し速やかに助成金を交付するものとする。

（事業協力店の登録資格等）

第7条 事業協力店の登録、変更又は廃止をしようとする事業者は、自転車乗車用ヘルメット購入助成事業協力店登録届出書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（事業協力店の責務）

第8条 事業協力店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 助成対象となる乗車用ヘルメットの販売において、適正な申請を拒まないこと。
- (2) 市民から本事業に係る個人情報の提供を受けるに当たっては、申請書の確認に必要な範囲で、かつ、適法及び公正な手段によって当該提供を受けること。
- (3) 本事業の実施により知り得た個人情報の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって当たり、保管場所の限定、保管庫の施錠その他の個人情報等の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）を防止するために必要な措置を講じること。
- (4) 本事業の実施により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならず、事業が完了した後においても同様とする。
- (5) 本事業の実施により知り得た個人情報の全部又は一部を、市の承諾なしに複製しないこと。
- (6) 本事業の実施により知り得た個人情報を、助成事業以外の利用目的に使用しない

こと。

(7) 個人情報等の漏えい等その他個人の権利利益を害するおそれのある事案の発生を認識した場合には、速やかに市に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人をいう。）への対応等について報告すること。この場合において、市から更なる報告を求められ、又は何らかの措置若しくは対応の指示を受けたときは、事業協力店は当該報告をし、又は当該指示に従うものとする。

(8) その他市長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

2 市長は、事業協力店が前項各号に掲げる事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第9条 市長は、申請者又は事業協力店が偽りその他不正の手段により、この要綱による助成又は助成金の交付を受けたときは、当該助成額又は助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第7条に規定する事業協力店の登録等の手続については、施行日前においても行うことができる。